

参考資料1（5頁～ 参考資料2、 9頁～ 参考資料3）

関連条文

第1 被告標章第1（文字標章）の使用差止等請求について

不正競争防止法2条1項1号

この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 他人の商品等表示（人の業務に係る氏名、商号、商標、標章、商品の容器若しくは包装その他の商品又は営業を表示するものをいう。以下同じ。）として需要者の間に広く認識されているものと同一若しくは類似の商品等表示を使用し、又はその商品等表示を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供して、他人の商品又は営業と混同を生じさせる行為

不正競争防止法2条1項2号

この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。

- 二 自己の商品等表示として他人の著名な商品等表示と同一若しくは類似のものを使用し、又はその商品等表示を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供する行為

不正競争防止法3条

不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、その営業上の利益を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

- 2 不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物（括弧内略）の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の停止又は予防に必要な行為を請求することができる。

旧不正競争防止法6条（平成5年法律第47号の改正前のもの）

第一条第一項第一号・・・ノ規定ハ特許法、実用新案法、意匠法又ハ商標法ニ依リ権利ノ行使ト認メラルル行為ニハ之ヲ適用セズ

商標法32条

他人の商標登録出願前から日本国内において不正競争の目的でなくその商標登録出願に係る指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務についてその商標又はこれに類似する商標の使用をしていた結果、その商標登録出願の際（括弧内略）現にその商標が自己の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されているときは、その者は、継続してその商品又は役務についてその商標の使用をする場合は、その商品又は役務についてその商標の使用をする権利を有する。当該業務を承継した者についても、同様とする。

- 2 当該商標権者又は専用使用権者は、前項の規定により商標の使用をする権利を有する者に対し、その者の業務に係る商品又は役務と自己の業務に係る商品又は役務との混同を防ぐのに適当な表示を付すべきことを請求することができる。

商標法 25 条

商標権者は、指定商品又は指定役務について登録商標の使用をする権利を専有する。（但書きは省略）

第 2 被告商標第 2（コスチューム等）の使用差止等請求について

- 1 不正競争防止法に基づく使用差止等請求について（本書第 1 を参照）
不正競争防止法 2 条 1 項 1 号
不正競争防止法 2 条 1 項 2 号
不正競争防止法 3 条

- 2 著作権法に基づく複製、翻案、貸与の差止請求について

著作権法 2 条 1 項 1 号

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 著作物 思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。

著作権法 21 条

著作者は、その著作物を複製する権利を専有する。

著作権法 27 条

著作者は、その著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案する権利を専有する。

著作権法 23 条

著作者は、その著作物について、公衆送信（自動公衆送信の場合にあっては、送信可能化を含む。）を行う権利を専有する。

2 著作者は、公衆送信されるその著作物を受信装置を用いて公に伝達する権利を専有する。

著作権法26条の3

著作者は、その著作物（映画の著作物を除く。）をその複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を除く。）の貸与により公衆に提供する権利を専有する。

著作権法112条

著作者、著作権者、・・・は、その著作者人格権、著作権、・・・を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

2 著作者、著作権者、・・・は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物、侵害の行為によって作成された物又は専ら侵害の行為に供された機械若しくは器具の廃棄その他の侵害の停止又は予防に必要な措置を請求することができる。

第3 本件ドメイン名の使用差止等請求について

不正競争防止法2条1項13号

この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。

十三 不正の利益を得る目的で、又は他人に損害を加える目的で、他人の特定商品等表示（人の業務に係る氏名、商号、商標、標章その他の商品又は役務を表示するものをいう。）と同一若しくは類似のドメイン名を使用する権利を取得し、若しくは保有し、又はそのドメイン名を使用する行為

不正競争防止法2条9項

9 この法律において「ドメイン名」とは、インターネットにおいて、個々の電子計算機を識別するために割り当てられる番号、記号又は文字の組合せに対応する文字、番号、記号その他の符号又はこれらの結合をいう。

不正競争防止法3条（本書第1を参照）

第4 損害賠償請求について

1 不正競争行為（本書第1、第2の1、第3）について

不正競争防止法4条

故意又は過失により不正競争を行って他人の営業上の利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる。（但書略）

不正競争防止法5条3項1号及び4号

3 第2条第1項第1号から第9号まで、第13号又は第16号に掲げる不正競争によって営業上の利益を侵害された者は、故意又は過失により自己の営業上の利益を侵害した者に対し、次の各号に掲げる不正競争の区分に応じて当該各号に定める行為に対し受けるべき金額の額に相当する額の金銭を、自己が受けた損害の額としてその賠償を請求することができる。

一 第2条第1項第1号又は第2号に掲げる不正競争 当該侵害に係る商品等表示の使用

四 第2条第1項第13号に掲げる不正競争 当該侵害に係るドメイン名の使用

2 著作権侵害行為（本書第2の2）について

民法709条

故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される権利を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

著作権法114条3項

3 著作権者・・・は、故意又は過失によりその著作権・・・を侵害した者に対し、その著作権・・・の行使につき受けるべき金銭の額に相当する額を自己が受けた損害の額として、その賠償を請求することができる。

3 抗弁

有限責任事業組合契約に関する法律15条

組合員は、その出資の価額を限度として、組合の債務を弁済する責任を負う。

4 再抗弁

有限責任事業組合契約に関する法律3条3項

組合契約は、不当に債務を免れる目的でこれを濫用してはならない。

5 会社代表者の第三者に対する損害賠償責任について

会社法429条1項

役員等がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員等は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。